

令和6年4月

校内ルール

鏡野町立香々美小学校

教育現場の不祥事防止を徹底するため、教職員の服務に関わる基本的なルールを下に示します。

1. 情報管理

- ・個人情報の持ち出しを禁止します。お問い合わせにお答えできません。
- ・児童との携帯電話や電子メールのやりとりはしません。
- ・学校から保護者への連絡は、学校の固定電話を使用します。お知らせは、学校に登録された連絡アプリ（テトル）に送信し、LINE等のSNSは、禁止します。
- ・児童との年賀状や暑中見舞い等の郵便のやりとりは、学校の住所で行います。

2. 交通安全

- ・交通法規を遵守します。

3. 不適切な行為の禁止

- ・原則として指導は、他の職員から見えるところで行います。
- ・職員の車による児童の送迎をしません。
- ・児童の引率中は勤務時間外であっても飲酒はしません。

4. 体罰禁止

- ・学校教育法第11条によります。

5. 集金事務

- ・高額な集金は、保護者と直接受け渡しをします。（原則口座引き落としで行います。）
- ・学校に現金を保管しません。
- ・明瞭な会計処理及び監査を行います。

6. 緊急時の送迎

- ・災害や急病の救護等は、緊急の場合を除き、保護者に連絡し送迎を依頼します。

児童・保護者相談窓口

- 校内・・・教頭
- 教育委員会・・・学校教育課